

青森県高齢者のフレイル予防普及啓発動画等制作業務実施要領

1 目的

新型コロナウイルス感染症禍における外出機会や人との交流の減少などにより、活動量が低下し、フレイル（虚弱）になることが懸念されている。

フレイルは早めに予防することで元の健康な状態に戻すことができるとされていることから、県民全体のフレイル予防に関する意識が高まるよう、予防策等を普及啓発する動画を制作することとし、必要な業務を委託するものである。

2 実施主体

青森県

3 業務名

青森県高齢者のフレイル予防普及啓発動画等制作業務

4 委託業務内容

(1) 動画等制作

- ① フレイル予防に関する県民（特に高齢者）の知識の習得及び意識向上に資する内容とし、クイズ形式の啓発用動画等のコンテンツを制作すること。
啓発用動画：5問（本）以上（全て異なるテーマ（運動・口腔など））で、1問（本）あたりの時間は10秒～60秒以内
啓発用音源：5問（本）以上（全て異なるテーマ（運動・口腔など））で、1問（本）あたりの時間は10秒～60秒以内（啓発用動画と内容同一可）
- ② コンテンツの制作にあたっては、別紙を参考とするほか、制作前に高齢福祉保険課の確認を受けること。
- ③ コンテンツの活用場所については、スーパー、老人クラブ等を含むつどいの場、青森県が作成するホームページ等を想定している。

(2) 権利関係

- ① 使用する映像及び音声等に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については、受注者が行うこと。
- ② 納品された映像及び音声等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、青森県に帰属する。
- ③ 製作者（映像、音響等の制作者から委託を受けた者を含む。）は、納品された映像及び音声等の著作権法に係る著作者人格権を青森県及び第三者に対して行使しないものとする。
- ④ 納品された映像及び音声等は、青森県が作成するホームページや各種広報媒体、その他プロモーション等に受注者の承諾なく自由に使用し、複製できるものとする。

5 委託業務の上限額

3,000,800円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

6 委託業務の期間

契約締結の日から令和6年3月15日まで

7 成果品

啓発用動画及び音源に係るマスターデータ（DVDとCDで提出）

8 業務委託業者選定

別添「青森県高齢者のフレイル予防普及啓発動画制作業務企画コンペ実施要領」による。